

## 職員の逮捕について

## 1 職員（被疑者）

建設緑政局総務部技術監理課（平成25年当時 緑政部公園緑地課）

氏名 田代 竜三（たしろ りゅうぞう）38歳（男性）

## 2 概要

県警本部捜査第二課と宮前警察署から得られた被疑内容は、次のとおりです。

平成25年7月ころ、被疑者が従事していた本市の入札に関して秘密事項を教示し、入札に関して公正を害すべき行為をしたもの。

## 3 逮捕日

平成27年2月8日（日）

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反・公契約関係競売入札妨害

## 4 今後の対応

建設緑政局職員が秘密事項を教示したとして逮捕された事件が発生したことに伴い、「建設緑政局職員不祥事防止委員会」を平成27年2月9日に開催し、同委員会設置要綱第5条の規定に基づき、その原因を究明し、再発防止を目的として、「建設緑政局情報管理特別委員会」を設置

## 建設緑政局情報管理特別対策委員会の設置について

建設緑政局職員が秘密事項を教示したとして逮捕された事件が発生したことに伴い、建設緑政局職員不祥事防止委員会を開催し、同委員会設置要綱第5条の規定に基づき、その原因を究明するとともに再発防止を目的として、建設緑政局情報管理特別対策委員会を設置する。

## 建設緑政局情報管理特別対策委員会

委員長	金子正典	建設緑政局長
副委員長	吉田孝司	総務部長
委員	山田彰彦	計画部長
委員	磯田博和	広域道路整備室長
委員	鈴木直仁	緑政部長
委員	萩原 茂	等々力緑地再編整備室長
委員	小金井修二	道路管理部長
委員	濱見 健	道路河川整備部長
委員	矢ノ下勝博	自転車対策室長
委員	板橋茂夫	庶務課長
委員	太田 豊	技術監理課長
委員	小川忠幸	みどりの保全整備課長
事務局	菰澤純二	庶務課庶務係長
事務局	小山克実	技術監理課課長補佐
事務局	坂祥士郎	みどりの保全整備課担当係長

なお、同特別対策委員会の設置期限は、同事件に関する報告書提出までとする。

## 建設緑政局職員不祥事防止委員会設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市職員不祥事防止委員会設置要綱（平成8年8月2日）第8条の規定に基づき、建設緑政局職員不祥事防止委員会（以下「局委員会」という。）の設置について、必要な事項を定める。

## (組織)

第2条 局委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は局長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 計画部長
- (2) 広域道路整備室長
- (3) 緑政部長
- (4) 等々力緑地再編整備室長
- (5) 道路管理部長
- (6) 道路河川整備部長
- (7) 自転車対策室長

## (会議)

第3条 局委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

## (その他の職員の出席)

第4条 局委員会は、必要があると認めるときは、その他の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## (特別委員会)

第5条 緊急に対応すべき事項が発生した場合は、期間を限定し、別に特別委員会を設置し対応することができる。

## (庶務)

第6条 局委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

## (その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、局委員会に必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成26年7月30日から施行する。

2 この要綱の制定に伴い、建設局不祥事防止委員会設置要綱は廃止する。

## 附 則

この改正要綱は、平成27年1月1日から施行する。